

令和 8 年度前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）に対する
検査基本方針及び検査基本計画

第 1 検査基本方針

1. 基本的考え方

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「割販法」という。）は、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的としており、経済産業省は、前払式特定取引業者に対する監督を適正に実施することが求められている。

このため、経済産業省は、経済産業省における前払式特定取引業者に対する立入検査（以下「検査」という。）において、割販法及び「割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針」（平成 30 年 2 月制定。以下「監督基本方針」という。）に基づき、前払式特定取引業者の財産の状況及び業務の運営を適確に把握することとしている。

具体的には、経済産業省は、自らが保有する限られた検査資源を最大限に活用し、効果的かつ効率的な検査を実施する観点から、事業規模や業務実態、財産の状況及び業務の運営等を総合的に勘案した検査対象先の選定、重点検証分野の設定等によるメリハリのある検査に努めることとする。

【検査の目的】

検査は、割販法の目的を達成するため、前払式特定取引業者における法令遵守のための体制整備、財務の健全性及び業務の適切性について検証することを目的とする。

2. 検査項目

① 財務の健全性

前払式特定取引業者について、その財務の健全性を検証するために、割販法及び割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「割販法施行規則」という。）に規定する財務要件（純資産比率、経常収支比率等）について重点的に検証するとともに、一般に公正妥当と認められる会計基準及び慣行等に従って経理

処理が適切に実施されているかについて検証する。なお、前払式特定取引業者においては事業の運営・施行実態に鑑み、当該事業者と密接な関係を有する者として経済産業大臣が定める者（経済産業省告示第271号。以下「関係会社」という。）がある場合には、当該事業者と関係会社を一体として捉えた連結ベースでの検証も実施する。

② 前受金の適正な保全及び運用

前払式特定取引業者が会員から受領した前受金について、割販法及び割販法施行規則に従い適正に保全されているか、その際、法定帳簿における予約前受金残高と会計帳簿等から計算される予約前受金残高に差異があった場合には、多い方の額を基準として保全措置を講じる額を計算しているか、前受金を安定性・安全性に欠くものに多額に充当するなど不適切な運用を行っていないかについて、重点的に検証する。

③ 変更届

許可の申請事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ているか、また、契約約款を変更した場合、事前にその旨を届け出ているかについて検証する。

④ 法定帳簿及び会員管理

会員に関する情報を適正に管理する観点から、法定帳簿に割販法及び割販法施行規則に定める事項が記載されているかについて、重点的に検証する。なお、過去の検査において、法定帳簿に、営業所、代理店ごとの毎月末における予約前受金の合計額及び契約件数が記載されていなかった事例が見られたことから、この点においては特に重点的に検証する。

⑤ 契約約款

前払式特定取引に係る契約約款について、割販法及び割販法施行規則に定める事項が記載されているとともに、契約約款に記載した時期・方法により適切に交付しているか、また、再交付を求められたときは遅滞なく再交付しているかについて、重点的に検証する。

⑥ 公正かつ適正な取引の確保

公正かつ適正な取引を確保する観点から、前払式特定取引の契約に際して購入者等を威迫していないか、契約約款に記載した義務を履行しているか、会員から解約の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させていないか等について、重点的に検証する。また、代理店、委託先と代理店契約書、委託契約書を取り交わし、業務内容や遵守事項等を明確にしているか、個人情報保護条項及び反社会的勢力排除条項を設けている等その内容が適切であるか、業務が適切に行われているかを定期的に確認し、問題がある場合には改善を指示するなど適切に指導を行っているか、代理店及び委託先の管理に関する社内規則等を定めているかについて、重点的に検証する。さらに、会員から苦情があった場合に、遅滞なくその原因を究明し、必要

な調査を行うとともに、記録及び保存しているなど、会員からの苦情に適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じているかについて、重点的に検証する。なお、過去の検査において、代理店、委託先と取り交わしている代理店契約書、委託契約書の内容が適切でなかった事例、及び代理店・委託先の管理に関する社内規則、会員からの苦情に対する処理手順が整備されていなかった事例が見られたことから、これらについては特に重点的に検証する。

⑦ 会員情報管理

会員情報の適切な取扱いを確保する観点から、会員情報を管理する責任部署や責任者を明確に定めているか、個人情報の適切な取扱いに係る社内規則等を整備しているか、情報の漏えい及び目的外利用等が発生した場合に、官公庁も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備しているか、従業員に個人情報の適切な取扱いを周知徹底するとともに、定期的な研修を行う等の適切な教育を行っているかについて、重点的に検証する。なお、過去の検査において、情報の漏えい及び目的外利用等が発生した場合に、官公庁も含めた関係先への迅速な連絡を行うための体制が整備されていなかった事例が見られたことから、この点については特に重点的に検証する。

⑧ 法令等遵守体制等

経営陣が法令を遵守し、契約行為等の業務を行う従業員等に対して適切に指導監督を行うことが重要であり、監督責任部署や責任者を明確に定めているか、法令等に定める各種行為規制等の履行が確保される内容の社内規則等を定めるとともに、その遵守に関し、従業員等に対して適切に指導監督を行っているかについて、重点的に検証する。なお、過去の検査において、反社会的勢力による被害の防止に関する社内規則等が整備されていなかった事例、及び契約約款等に反社会的勢力排除条項が設定されていなかった事例が見られたことから、この点については特に重点的に検証する。

3. 検査手法及び手続き

① 検査の種類

イ 定期検査

検査対象先における財務の健全性及び業務の適切性について、総合的かつ定期的に検証する。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定の分野及び事項を重点的に検証する。

ロ 機動検査

予約前受金残高が急激に変化している等異常が認められる場合、あるいは消費者からの苦情が多発している場合等の状況に応じて、財産の状況及び業

務の運営について検査対象先の実態を機動的に検証する。

② 検査の方式

検査は、検査対象先の主たる営業所を始めとした営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する方法により行う。

③ 現物検査の実施

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために必要があると判断した場合は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に検査官が直接赴き、帳簿、書類及びその他業務に関係する物件を適宜抽出・収集又は閲覧するものとする。

④ 検査通告

イ 定期検査

原則として検査開始前に検査対象先に通告を行う。

ロ 機動検査

原則として無通告で検査を実施する。

⑤ 講評の実施

検査終了後、検査対象先の役員に対し、立入検査事実確認書に記載した指摘事項等について、原則、主任検査官が口頭で伝達する方法で講評を行う。

⑥ 立入検査結果通知書の交付

検査対象先の代表者に対し、検査の結果について、立入検査結果通知書を交付する。

⑦ 意見申出制度

意見申出制度は、検査において検査対象先と検査官との意見相違事項について、検査対象先の代表者が経済産業省に意見を提出できるものとする。

⑧ 検査モニター制度

検査モニター制度は、適切な検査の実施を確保する観点から、必要に応じ、検査対象先の代表者等から検査に関する意見等を聴取するオンサイト検査モニター及び検査対象先の代表者に検査に関する意見等を記入した書面の提出を求め、オフサイト検査モニターの2つの方法により実施する。

第2 検査基本計画

1. 基本的考え方

検査基本計画については、前払式特定取引業者の財産の状況及び業務の運営状況を勘案するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断し、策定することとする。

なお、個別事業者に関する要因により、例外的な対応を行うことがあり得る。

2. 検査基本計画

前払式特定取引業者 70社程度実施

(注) 上記検査基本計画は事情変更等により、年度途中であっても見直し・変更することがある。

都道府県が単独で実施する検査は含めていない。